

8) グローバリゼーション部門

森 悠一郎（准教授・法哲学）

2020年度の研究活動およびそのアウトプットについて。

2020年度には法哲学の正義論の領域において、「差別とは何か?」「なぜ差別をしてはいけないのか?」にかかわる差別の規範理論についての研究を進めてきた(本年度には稲盛研究助成「個人としての尊重を中心とした差別の規範理論の法哲学的検討」が採択されたため、同助成金を受けて研究を進めてきた)。また同時に、「なぜ差別を『法によって』禁止すべきか?」にかかわる、あるべき差別禁止法についての研究にも着手し始めた(本年度に採択された科学研究費助成事業・若手研究「個人としての尊重を基底にしたあるべき差別禁止法理論の法哲学的検討」による研究の一環である)。さらに具体的な問題として、これらの差別の規範理論および差別禁止法理論の知見が、雇用差別禁止法および社会保障法の領域における年齢差別／障害差別の問題に対し、いかなる規範的な含意をもたらすのかについて研究を行った。

これらの研究活動の成果としては、後述の論文・学会発表があるほか、とりわけ社会法の領域における年齢差別／障害差別をめぐる検討結果については、ボルドー大学研究員の笠木映里氏が企画した座談会「高齢・障害と社会法」、並びに早稲田大学の菊池馨実教授が主催する地域共生社会理論研究会(科学研究費助成事業・基盤研究(B)「地域の再生を通じた持続可能な社会保障制度の再構築」)の場において発信した(前者の座談会の模様は『法律時報』92巻10号に収録されている)。

その他(教育活動ほか)

通常の教育活動としては、学部向け「法哲学」講義、研究大学院・法科大学院向け「現代法哲学」「法哲学特殊演習」を担当したほか、センター科目としてオムニバスの総合講義「価値対立時代の対話学」に2コマ出講した。

また、センター主催の公開講演会「コロナ危機から考える現代社会」において、「自粛要請と法の支配——コロナ時代の法と正義」と題する講演を行い、我が国の新型インフルエンザ等対策特措法に基づくいわゆる「お願い」ベースの自粛要請(※同講演は新型インフルエンザ等対策特措法が改正されてまん延防止等重点措置が導入される以前に行われたものである。)が市民による正当化を争う権利保障をバイパスしてしまうおそれがある点について、問題提起を行った。

論文

論文標題	誌名	発行年	頁
自律基底的な平等というレッサー・イーブル——池田書評への応答	法哲学年報	2020	142-146
事実としての人の等級(?)——「上級国民」論と評価の階層	論究ジュリスト	2020	149-157

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
The Diversity of Objections to Racial Discrimination in Immigration	2020 IVR Japan International Workshop	2020/11/21	Zoom
機会の平等に基づくアファーマティブ・アクション正当化論の意義と限界	日本法哲学会 2020 年度 学術大会	2020/11/21	日本法哲学会ホームページ